

令和９年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：畜産局牛乳乳製品課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）			<品名> 指定乳製品等（国家貿易品目）								
改正要望の内容			☐ 改正を要する法令及び条項 関税暫定措置法第２条第１項 ☐ 具体的な内容 「令和９年３月３１日まで」とされているものを１年以上延長する。								
税 番	統計 細分	品 目	現行税率			改正後税率			W T O 譲許税率	現行制度 の増減税 規模	改正増 減収額
			基本	暫 定	特 恵	基本	暫 定	特 恵			
0402. 10	110	農畜産業振	35%+466 円/kg	35%					35%		
0402. 10	221	興機構が畜	25%+466 円/kg	25%					25%		
0402. 21	111	産経営の安	30%+720 円/kg	30%					30%		
0402. 21	121	定に関する	30%+1, 204 円/kg	30%					30%		
0402. 21	221	法律第 18 条	25%+500 円/kg	25%					25%		
0402. 29	111	第 1 項に規	30%+720 円/kg	30%					30%		
0402. 29	121	定する数量	30%+1, 204 円/kg	30%					30%		
0402. 29	211	の範囲内で	35%+500 円/kg	35%					35%		
0402. 99	121	輸入するも	30%+599 円/kg	30%					30%		
0402. 99	210	の及び同条	30%+299 円/kg	30%					30%		
0403. 90	111	第 2 項に規	35%+466 円/kg	35%					35%		
0403. 90	112	定する農林	35%+466 円/kg	25%					25%		
0403. 90	121	水産大臣の	35%+685 円/kg	35%					35%		
0403. 90	122	承認を受け	35%+685 円/kg	25%		(同左)	(同左)		25%	0 円	-
0403. 90	131	て輸入する	35%+1, 204 円/kg	35%					35%		
0403. 90	132	もの	35%+1, 204 円/kg	25%					25%		
0404. 10	111		35%+500 円/kg	35%					35%		
0404. 10	119		35%+500 円/kg	25%					25%		
0404. 10	151		35%+808 円/kg	35%					35%		
0404. 10	159		35%+808 円/kg	25%					25%		
0405. 10	110		35%+1, 159 円/kg	35%					35%		
0405. 10	210		35%+1, 363 円/kg	35%					35%		
0405. 20	010		35%+1, 159 円/kg	35%					35%		
0405. 90	110		35%+1, 159 円/kg	35%					35%		
0405. 90	210		35%+1, 363 円/kg	35%					35%		

改正要望内容の 施行期日及び適用期間	施行期日：令和9年4月1日 適用期間：「令和9年3月31日まで」とされているものを1年以上延長する。																																																																																									
改正を要望する品目又は制度をめぐる状況	① 現状 (1)改正品目・関税制度と関連する産業等の現状及び過去からの状況変化等 国家貿易の対象となる乳製品は、畜産経営の安定に関する法律第2条第3項に定める指定乳製品（バター、脱脂粉乳等）及び同法施行令第9条に定める乳製品（ホエイ等）であり、ウルグアイ・ラウンド農業合意における国際約束に基づき、毎年度、一定数量の輸入機会の提供を行っている。 指定乳製品等は、汎用性が高く、バターと脱脂粉乳から生乳と同様なものができることから、国産品のみでなく、その原料である生乳とも競合するため、国家貿易により輸入を行っており、国内需給への影響が最小限となるよう、輸入・売渡しの量、時期を選択・調整することにより、無秩序な輸入を防ぎ、国内需給の安定を図っている。 (2)輸入状況等 【バター】 数量単位：トン 価額単位：百万円 <table><tr><th rowspan="2">年 度 国 名</th><th colspan="2">令 5</th><th colspan="2">令 6</th><th colspan="2">令 7</th></tr><tr><th>数量</th><th>価額</th><th>数量</th><th>価額</th><th>数量</th><th>価額</th></tr><tr><td>ニュージーランド</td><td>7,888</td><td>5,959</td><td>8,902</td><td>9,097</td><td>4,653</td><td>5,371</td></tr><tr><td>フランス</td><td>1,892</td><td>2,258</td><td>1,902</td><td>2,431</td><td>1,600</td><td>2,389</td></tr><tr><td>アメリカ</td><td>24</td><td>20</td><td>96</td><td>105</td><td>1,587</td><td>1,561</td></tr><tr><td>計(含その他)</td><td>11,620</td><td>9,745</td><td>13,607</td><td>14,411</td><td>9,892</td><td>11,846</td></tr></table> (注) 資料：貿易統計（財務省） 関税番号：0405.10-110,210 【脱脂粉乳】 数量単位：トン 価額単位：百万円 <table><tr><th rowspan="2">年 度 国 名</th><th colspan="2">令 5</th><th colspan="2">令 6</th><th colspan="2">令 7</th></tr><tr><th>数量</th><th>価額</th><th>数量</th><th>価額</th><th>数量</th><th>価額</th></tr><tr><td>オランダ</td><td>199</td><td>81</td><td>64</td><td>29</td><td>197</td><td>81</td></tr><tr><td>アメリカ</td><td>461</td><td>186</td><td>436</td><td>190</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>フランス</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>248</td><td>117</td></tr><tr><td>ドイツ</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>23</td><td>11</td></tr><tr><td>計</td><td>660</td><td>267</td><td>499</td><td>220</td><td>468</td><td>209</td></tr></table> (注) 資料：貿易統計（財務省） 関税番号：0402.10-110,221、0402.21-111,121,221、 0402.99-121,210	年 度 国 名	令 5		令 6		令 7		数量	価額	数量	価額	数量	価額	ニュージーランド	7,888	5,959	8,902	9,097	4,653	5,371	フランス	1,892	2,258	1,902	2,431	1,600	2,389	アメリカ	24	20	96	105	1,587	1,561	計(含その他)	11,620	9,745	13,607	14,411	9,892	11,846	年 度 国 名	令 5		令 6		令 7		数量	価額	数量	価額	数量	価額	オランダ	199	81	64	29	197	81	アメリカ	461	186	436	190	0	0	フランス	-	-	-	-	248	117	ドイツ	-	-	-	-	23	11	計	660	267	499	220	468	209
年 度 国 名	令 5		令 6		令 7																																																																																					
	数量	価額	数量	価額	数量	価額																																																																																				
ニュージーランド	7,888	5,959	8,902	9,097	4,653	5,371																																																																																				
フランス	1,892	2,258	1,902	2,431	1,600	2,389																																																																																				
アメリカ	24	20	96	105	1,587	1,561																																																																																				
計(含その他)	11,620	9,745	13,607	14,411	9,892	11,846																																																																																				
年 度 国 名	令 5		令 6		令 7																																																																																					
	数量	価額	数量	価額	数量	価額																																																																																				
オランダ	199	81	64	29	197	81																																																																																				
アメリカ	461	186	436	190	0	0																																																																																				
フランス	-	-	-	-	248	117																																																																																				
ドイツ	-	-	-	-	23	11																																																																																				
計	660	267	499	220	468	209																																																																																				

(3) 国際市況等

【バター】

年 度 国 名	令 5	令 6	令 7
欧州（\$ /t）	5,327	7,310	7,595
オセアニア（\$ /t）	4,880	6,814	7,134
米国（\$ /ポンド）	2.594	2.865	2.142

（注）資料：USDA-Individual Dairy Market News Commodity Reports

【脱脂粉乳】

年 度 国 名	令 5	令 6	令 7
欧州（\$ /t）	2,711	2,709	2,664
オセアニア（\$ /t）	2,693	2,693	2,794
米国（\$ /ポンド）	1.181	1.245	1.224

（注）資料：USDA-Individual Dairy Market News Commodity Reports

(4) 国際交渉の状況・諸外国における制度実態

ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく関税化は、平成7年度から6年間実施され、それ以後は、WTOドーハ・ラウンド交渉が終結し、その決定事項が施行されるまでの間、ウルグアイ・ラウンド合意の実施期間の最終年における措置が維持されることとなっている。

② 問題点

我が国には国土条件等の制約があるため、現時点では十分な国際競争力を確保するには至っていない。

改正の必要性和目的達成の見通し

① 改正の目的（政策の達成目標）

国家貿易による適時適切な輸入により、乳製品の国内需給の安定を図る。

② 改正の方向性

国産品が十分な国際競争力を確保していない現状では、高税率の枠外税率により無秩序な輸入を防ぐ一方で、国家貿易の適時適切な輸入により、国内需給の安定を図る必要がある。

乳製品の国内需給の安定を図る手段としては、暫定税率の延長適用以外に、補助金等による国内酪農家への補助等が考えられるが、新たな財政負担が必要となることから、本暫定税率の延長適用が効率的である。

令和9年3月31日で関税暫定措置法の期限が終了するが、引き続き、乳製品の国内需給の安定を図りつつ、ウルグアイ・ラウンド合意を履行する必要があるため、改正を要望するものである。

	③ 改正目的達成予定時期 国産品が十分な国際競争力を確保した時点。
改正の効果と妥当性	① 改正による効果・影響 (1)改正による国内産業保護に与える効果・影響 国家貿易により、国内需給への影響が最小限となるよう、輸入・売渡しの量、時期を選択・調整することで、無秩序な輸入を防ぎ、乳製品全体の国内需給の安定を図ることができる。また、本暫定税率の適用により、新たな財政措置が不要である。 (2)消費者等の利益に与える効果・影響 国家貿易により、乳製品全体の国内需給の安定に寄与する。 (3)その他の効果・影響 特になし。 ② 改正の妥当性 高水準の枠外関税の設定と国家貿易による適時適切な輸入により、ウルグアイ・ラウンド合意を履行しつつ、輸入品による国内需給への影響を抑え、乳製品全体の需給の安定が図られていることから、引き続き本措置が必要である。
政策評価・関連措置	① 本要望に関連する政策評価 当省においては、本要望に関連する政策目標として、総合的な食料安全保障の確立を図ることとしており、令和6年度の総合評価書「総合的な食料安全保障の確立」において、「我が国の総合的な食料安全保障の確保に向けて、評価対象政策である「総合的な食料安全保障の確立」に対して一定の有効性が確認された」とされているところ。 ② 当該政策評価の結果と改正の関係 上記①の政策評価を踏まえ、当省としては、引き続き我が国の総合的な食料安全保障の確立に向けた様々な取組を維持・促進していく必要があることから、こうした取組を支援する一環として、本暫定税率については、引き続き延長することが適当。 ③ 政府方針と改正の関係 以下の政府方針の達成のためには、本措置の延長により国内生産者を保護し、国内需給の安定を図ることが不可欠である。 【農業競争力強化プログラム】 ・11 肉用牛・酪農の生産基盤の強化策

	・ 13 牛乳・乳製品の生産・流通等の改革 ④ 関連措置 【畜産経営の安定に関する法律】 ・ 国際約束に従って農林水産大臣が定めて通知する数量の指定乳製品等の輸入 ・ 指定乳製品の価格が著しく騰貴し、または騰貴するおそれがあると認められる場合に農畜産業振興機構が農林水産大臣の承認を受けて行う指定乳製品等の輸入
--	---

○ 改正経緯

これまでの改正状況	本暫定税率は、平成7年度に設定されて以降、現在まで延長されている。
措置による効果	上記の「改正によって期待される効果」のとおり新たな財政負担なく、ウルグアイ・ラウンド合意を履行しつつ、乳製品の国内需給の安定に寄与することができた。